

改正

平成29年 3月30日告示第83号

大和市空き店舗有効活用支援事業費補助金交付要綱

大和市商店街活性化支援事業費補助金交付要綱（平成18年 4月 1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空き店舗の存在により商店街の活性化に問題のある商店街において、空き店舗を活用してにぎわいを創出するために活性化計画に基づき実施する活性化事業（以下「空き店舗有効活用事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）商店街団体 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商店街振興組合又は商店街の事業協同組合
 - イ 商工会議所
 - ウ その他市長が適当と認める商店街団体
- （2）活性化計画 商店街団体が商店街を活性化するために定めた計画
- （3）事業予定者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商店街団体
 - イ 商店街団体に属する商業者で構成される商業者グループ
 - ウ 活性化計画に基づき事業を実施しようとする者

（補助事業）

第 3 条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）活性化計画に基づいて事業予定者が行う事業であること。
- （2）空き店舗有効活用事業の事業計画及び収支計画が作成され、事業として自立した運営が見込まれる事業であること。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助対象経費等は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が、国、本市その他の公共団体又は公共的団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた額を補助対象とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する書類のほか、別表第 2 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）

第 6 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて補助事業の完了した日から20日以内に市長

に提出しなければならない。

- (1) 事業完了写真又は事業実施が分かる写真
- (2) 事業費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(届出事項)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 合併又は解散をしたとき。
- (3) 補助の対象となった施設が使用できなくなったとき。
- (4) 補助事業の実施に係る土地又は建物の所有権の移転又は賃貸借契約の解消があったとき。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日告示第83号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助限度額	補助率
改装費	商店街の空き店舗を賃借して、休憩所等の共同施設や実験店舗等として活用する場合に必要な空き店舗の改装費(概ね6か月以上の賃貸借契約の締結が必要)。	1事業につき3,000,000円	補助対象経費の10分の3
賃借料	商店街の空き店舗を休憩所等の共同施設や実験店舗等として活用する場合等に必要な空き店舗の賃借料(概ね6か月以上の賃貸借契約の締結が必要。ただし、補助対象期間は最大2年間とする。)	年額1,500,000円 (月額補助限度額は、125,000円)	補助対象経費の10分の3。ただし、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、10分の3に当該各号に掲げる割合を順次に加えて得た割合とし、10分の8を上限とする。

			(1) 商店街団体が当該商店街の地域にある自治会と連携して空き店舗有効活用事業を行うもの 10分の3 (2) 高齢者の居場所づくりに資するもの 10分の2 (3) 子育て世代の居場所づくりに資するもの 10分の2
--	--	--	---

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係）

番号	添付書類	備考
1	事業予定者が事業実施を決議した総会等の議事録の写し	
2	事業予定者の定款又は規約	
3	会員名簿	
4	改装の内容が分かる書類（実施計画図、仕様書、及び配置図等）	店舗の改装を行う場合に限る。
5	経費の内訳が分かる書類（見積書の写し等）	
6	土地及び建物の権利関係を証する書類	
7	工事着手前の写真	店舗の改装を行う場合に限る。
8	全体計画書	商店街団体、活性化計画及び空き店舗有効活用事業の計画の内容が分かるもの
9	その他市長が必要と認める書類	

備考 添付書類は、すべて代表者が原本証明するものとする。